

正 誤 表

令和8年度_建設機械施工管理技術検定試験における「受検の手引」につきまして、下記の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

① 2級【第二次検定】受検の手引 (6ページ)

「正」

新受検資格	旧受検資格
◎これまでの実務経験が少ない方は、新受検資格とすることで、1級第一次検定合格後1年、または2級第一次検定合格後2年で受検できます。	◎これまでの実務経験が十分な方は、2級第一次検定合格後の翌年度から受検できます。
①実務経験は、施工の管理に関するものに限ります。オペレータ等の経験を実務経験とすることもできますが、その場合、旧受検資格での受検の方が有利です。	①実務経験は、施工の管理のほかオペレータ等の経験も対象ですが、高校卒以上の学歴の方は、卒業証明書が必要です。
②実務経験の証明は、原則として、従事した工事ごとに証明者による証明が必要です。	②実務経験の証明は、原則として、該当する実務経験の期間を一括して証明することができます。
③証明者は、原則として、実務経験時の受検者の所属先の代表者、または受検者が従事した工事の監理技術者等として配置された技術者になります。	③証明者は、原則として、受検者が現在所属する所属先の代表者によるものとします。現在の所属先がない者は、受検者自身を証明者とできます。

「誤」

新受検資格	旧受検資格
◎これまでの実務経験が少ない方は、新受検資格とすることで、1級第一次検定合格後1年、または2級第一次検定合格後2年で受検できます。	◎これまでの実務経験が十分な方は、 1級または2級 第一次検定合格後の翌年度から受検できます。
①実務経験は、施工の管理に関するものに限ります。オペレータ等の経験を実務経験とすることもできますが、その場合、旧受検資格での受検の方が有利です。	①実務経験は、施工の管理のほかオペレータ等の経験も対象ですが、高校卒以上の学歴の方は、卒業証明書が必要です。
②実務経験の証明は、原則として、従事した工事ごとに証明者による証明が必要です。	②実務経験の証明は、原則として、該当する実務経験の期間を一括して証明することができます。
③証明者は、原則として、実務経験時の受検者の所属先の代表者、または受検者が従事した工事の監理技術者等として配置された技術者になります。	③証明者は、原則として、受検者が現在所属する所属先の代表者によるものとします。現在の所属先がない者は、受検者自身を証明者とできます。

(15ページ)

「正」

※5	当該種目の1級第一次検定(新受験資格に限る)または受験種別の2級第一次検定の合格を証する書類として、次の(i)または(ii)のいずれかを提出してください。 (i) 当該技術検定の合格通知書の写し(当協会から合格発表に合わせて送付したもの) (ii) 当該技術検定の合格証明書の写し(国土交通大臣から交付を受けた証明書) (注) 上記書類を紛失された場合は、(i)については、本表 ※12 による第二次検定受験資格の確認申請の手続きを行うことで、当該書類の添付に代えることができます。(ii)については、国土交通省へ再交付申請を行ってください。
-----------	---

「誤」

※5	当該種目の1級第一次検定または受験種別の2級第一次検定の合格を証する書類として、次の(i)または(ii)のいずれかを提出してください。 (i) 当該技術検定の合格通知書の写し(当協会から合格発表に合わせて送付したもの) (ii) 当該技術検定の合格証明書の写し(国土交通大臣から交付を受けた証明書) (注) 上記書類を紛失された場合は、(i)については、本表 ※12 による第二次検定受験資格の確認申請の手続きを行うことで、当該書類の添付に代えることができます。(ii)については、国土交通省へ再交付申請を行ってください。
-----------	--